

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。すでに、9割以上の方に申請いただいている制度です。

新たに年金生活者支援給付金の支給対象となる方には、令和6年9月頃から順次、日本年金機構から簡易な年金生活者支援給付金請求書(はがき型)をお送りしております。届きましたら同封のハガキに必要事項を記入して提出(投函)して下さい。

なお、すでに年金生活者支援給付金を受給している方は、新たな手続きは不要です。

対象となる方



① 老齢基礎年金を受給されている方へ

- ✓ 65歳以上で老齢基礎年金を受けている。
- ✓ 請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている
- ✓ 前年の公的年金等の収入金額とその他の所得(給与所得や利子所得など)との合計額が889,300円以下である。
- ✓ 給付額
月額5,310円を基準に、保険料納付済期間等に応じて算出されます。

② 障害基礎年金を受給されている方へ

- ✓ 障害基礎年金を受けている。
- ✓ 前年の所得が「4,721,000円+扶養親族の数×38万円」以下である。
- ✓ 給付額
障害等級2級の方: 月額 5,310円 障害等級1級の方 月額6,638円

③ 遺族基礎年金を受給されている方へ

- ✓ 遺族基礎年金を受けている。
- ✓ 前年の所得が「4,721,000円+扶養親族の数×38万円」以下である。
- ✓ 給付額
月額 5,310円

※日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください！

☑日本年金機構や厚生労働省から、電話でのお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗唱番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

お問合せ

ご不明の点は、下の連絡先までお問合せください。

- ☑うるま市役所 市民課 国民年金係 ☎ 973-5498
- ☑コザ年金事務所 ☎ 933-2267
- ☑給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092